

新たなミュージアムに関する基本計画懇談会について

1 これまでの検討経過及び「(仮称) 新たなミュージアムに関する基本計画」の策定に向けて

川崎市市民ミュージアム（以下「市民ミュージアム」という。）は、昭和 63（1988）年の開館以降、博物館、美術館の複合施設として活動を続けてきましたが、令和元年東日本台風により施設、設備や収蔵品が被災し、館内での展示等の活動が不可能となり、現在も休館を余儀なくされています。

この状況を受け、令和 3（2021）年 11 月に、本市にとっての新たな博物館、美術館の必要性やその役割及び方向性を示した「新たな博物館、美術館に関する基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という。）を策定し、令和 5（2023）年 5 月には、新たなミュージアムの事業展開の方向性や開設候補地等、その整備の概要について示すため、「新たなミュージアムに関する基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定しました。

今後、新たなミュージアムの整備に向けて、基本的な考え方及び基本構想を踏まえ、新たなミュージアムのより具体的な事業内容や想定施設規模、開設地等を示す「(仮称) 新たなミュージアムに関する基本計画」（以下「基本計画」という。）を第 3 期実施計画期間中（令和 7（2025）年度まで）に策定する予定です。

2 懇談会の目的

本懇談会は、基本計画の策定にあたり、新たなミュージアムの事業活動や施設整備の方向性、管理運営の考え方等について、委員の皆様から専門的な視点又は市民の目線でご意見をいただき、博物館、美術館が融合した「川崎らしい」新たなミュージアムの整備の参考とさせていただくため、開催するものです。

※ 懇談会として審議・審査等を行い、本市に答申や提言をいただくものではありません。

3 懇談会委員

次ページ「新たなミュージアムに関する基本計画懇談会委員名簿」のとおり

新たなミュージアムに関する基本計画懇談会委員名簿

(敬称略、五十音順：令和5年8月21日時点)

| | | |
|------|---------------------|--|
| 有識者 | いなにわ さわこ 稻庭 彩和子 | 独立行政法人国立美術館 国立アートリサーチセンター主任研究員 〔ミュージアム・ラーニング、市民連携〕 |
| | かきうち えみこ 垣内 恵美子 | 政策研究大学院大学名誉教授 川崎市文化芸術振興会議会長 〔文化政策〕 |
| | かねこ ただかず 金子 忠一 | 元東京農業大学地域環境科学部造園科学科教授 〔ランドスケープ、パークマネジメント〕 |
| | さとう しんや 佐藤 慎也 | 日本大学理工学部建築学科教授 八戸市美術館館長 〔建築計画、芸術文化施設〕 |
| | たなか ともあき 田中 友章 | 明治大学理工学部建築学科教授 「エコシティたかつ」推進会議副委員長 〔建築学、まちづくり〕 |
| | やぎはし のぶひろ 八木橋 伸浩 | 玉川大学名誉教授 川崎市文化財審議会委員 〔文化人類学、民俗学〕 |
| 公募市民 | くまがい かおる 熊谷 薫 | 公募市民 |
| | ふじの あおい 藤野 葵 | 公募市民 |

4 今後の想定スケジュール

本懇談会は、基本計画策定までの期間に5回程度の開催を予定しています。基本計画策定に向けた詳細なスケジュールは現在検討中ですが、令和6年秋頃の策定を目指して取組を進めてまいります。

(基本計画策定の検討状況を市民の方々により丁寧かつ分かりやすくお伝えするため、令和6年2月頃を目途に、基本計画策定に向けた中間報告を行う予定です。)

【参考】新たなミュージアムの整備に係る今後の想定スケジュール

| 想定 スケジュール | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度～ |
|--------------|---|---|---------------------------|--------|
| | ★基本構想策定 (R5.5) 通行ルート等調査・検討 (R5.10～R6春) 懇談会、ワークショップ、アンケート等 (R5.7～R6春) | ★基本計画中間報告 (R6.2) 基本計画策定 (R6秋頃) | ◀→▶ 管理運営計画策定 (R7秋頃) | |

整備手法等検討

(事業者公募、) 設計、工事等

市民ミュージアム事業と連携した、検討・整備期間から開館までをつなぐ取組の実施

新たなミュージアムに関する基本計画懇談会開催運営等要綱

制定 令和5年4月 20 日(副市長専決)

(趣旨)

第1条 この要綱は、新たなミュージアムに関する基本計画懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な基本事項を定める。

(目的)

第2条 市長は、「新たなミュージアムに関する基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定するにあたり、次に掲げる事項について、懇談会の委員の意見を求める。

- (1) 新たなミュージアムの事業活動に関すること。
- (2) 新たなミュージアムの施設整備に関すること。
- (3) 新たなミュージアムの管理運営に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 懇談会の委員は、次の各号に掲げる者 10名以内をもって構成し、就任を依頼する。

- (1) 有識者
- (2) 公募市民

(開催期間)

第4条 懇談会の開催期間は、令和5年7月1日から基本計画策定までの期間とし、必要に応じて開催するものとする。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、市民文化局市民文化振興室において処理する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。